

## 新型コロナウイルスの感染に係る対応ガイドライン

子供たちや教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合、感染状況等を踏まえ、迅速かつ適切に対応するため、平常時から保健所、学園（法人）と連携し、初動体制について予め整理することにしてあります。そこで、特に、緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下で、本校における濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断等に当たっての考え方をお示しするために、本ガイドラインを作成しました。

### 1. 感染者が確認された場合の対応について

子供たちや教職員に感染者が確認された場合には、感染した子供たちについては、従前同様『出席停止』の措置をとります。感染者が教職員である場合は、出勤を見合わせるように致します。また、子供たちや教職員が濃厚接触者と判定された場合にも、同様の措置をとります。

### 2. 濃厚接触者等の特定について

通常、感染者本人へのヒアリングや濃厚接触者等の特定に係る調査は、保健所が行いますが、新型コロナウイルス感染症の現状に鑑みますと、予め、校医先生や奈良市保健所と協力体制を築いておくことが重要であると考え、指導を仰ぎながら本校の調査項目のマニュアルを作成しております。

なお、濃厚接触者等に係る本校の考え方は、次のとおりです。

- 感染者と同居または、長時間の接触があった者とします。
- 適切な感染防護なしに感染者を介助・接触した者とします。
- 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者とします。（1 m以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、校医先生や保健所等の助言に基づき、時間の長短に関わらず濃厚接触者と見なす場合があります）
- 手で触れることのできる距離（目安として1 m）で、必要な感染予防策なしで感染者と15分以上の接触があった者とします。（例えば、感染者と会話した者）併せて、必要な感染予防については、マスクを着用していたことだけではなく、所謂、『鼻出しマスク』や『顎マスク』等、マスクの着用の仕方が不適切な状態でなかったかについても確認するようにします。

次の場合は、PCR検査等の受診を勧めます。

- 感染者からの物理的な距離が近い、または、物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（原則、感染者と同一の学級の子供）
- 大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の活動に所属する子供）
- その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

### 3. 出席停止の措置及び臨時休業の措置について

校内において感染者が発生した場合に、学校の全部または一部の臨時休業の措置をとる必要性については、通常、校医先生の助言や保健所の調査を踏まえて、学園（法人）と相談し、学校長が判断します。

臨時休業の範囲や条件は、次のとおりです。

校内において家庭内感染ではない感染者が発生したとき等、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者等を出席停止とします。

併せて、校医先生や学園（法人）等の助言に基づき、次のような手順で臨時休業の措置をとります。

#### 【学級休業】

- 学級内での感染が広がっている可能性が高い場合、5日～7日間の学級休業の措置をとります。その場合の基準は次のとおりです。
  - ・ 同一の学級において、複数の子供の感染が判明した場合
  - ・ 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数い

る場合

- ・ 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
  - ・ その他、必要と判断した場合
- 学級休業の期間については、上記のとおり、5～7日間程度を目安にして、感染状況や感染の拡大状況、子供たちへの影響等を踏まえて判断します。

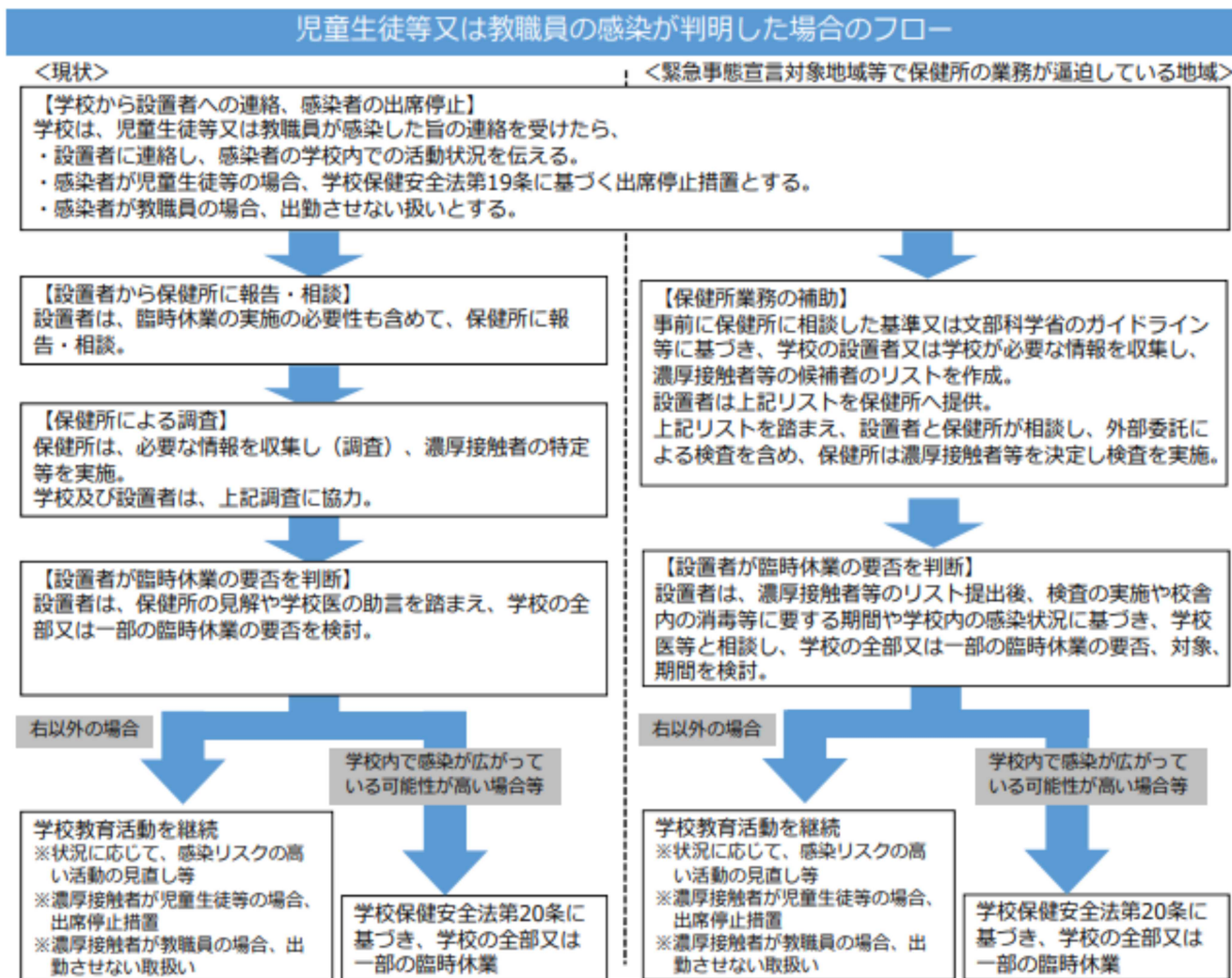
### 【学年休業】

- 複数の学級を閉じるなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年休業の措置をとります。休業期間は、学級休業に準じます。

### 【学校休業】

- 濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し、全体像を把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間（全体として概ね数日～1週間程度）臨時休業の措置をとります。
- 複数の学年を閉じるなど、校内での感染が広がっている可能性が高い場合、学校休業の措置をとります。休業期間は、学級休業に準じます。

－参考資料 R3.8.27 文部科学省『学校で児童生徒等が教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（第1版）』－



# 近畿大学附属小学校

KINDAI UNIVERSITY ELEMENTARY SCHOOL